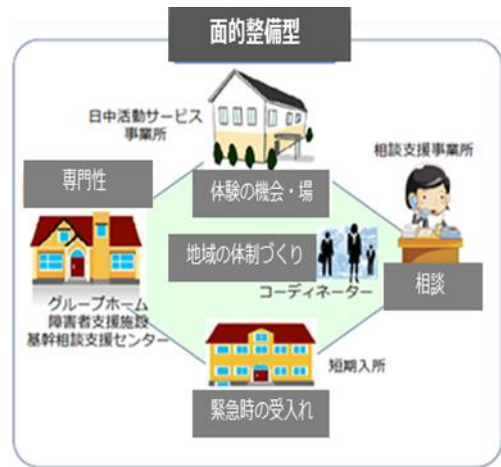


「地域生活支援拠点等検討部会」平成31年度後期活動報告について

1 地域生活支援拠点等の概要

地域生活支援拠点等（以下「拠点」という。）は、障害のある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害のある人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、居住支援のための機能を整備することにより、障害のある人の生活を地域全体で支える提供体制のことをいいます。

拠点の整備については、令和2年度末までに整備することを目標として掲げています。



2 部会員

所属機関	氏名
社会福祉法人 観寿々会	堤 勝彦（部会長）
医療法人 成精会	垣田 泰宏
刈谷市障害者支援センター	相澤 道子
西三河南部西地域アドバイザー	大南 友幸
刈谷市民生委員・児童委員連絡協議会	稲垣 俊夫
	辛島 正敏
刈谷市社会福祉協議会	梅本 秀之
社会福祉法人 ひかりの家	川村 顕治

3 検討経過

本市では「相談」、「緊急時の受入れ」の機能を優先課題として整備を進めていくため下記の内容について検討しました。

	開催日	内容
第8回部会	10月24日	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の受入れ先について 事前登録制の運用について
第9回部会	12月17日	<ul style="list-style-type: none"> 拠点の対象者像について 相談、緊急時の支援・受入れの提供体制について
第10回部会	2月19日	<ul style="list-style-type: none"> 事前登録の要件について 来年度のスケジュールについて

4 検討結果

(1) 緊急時支援の対象者像について

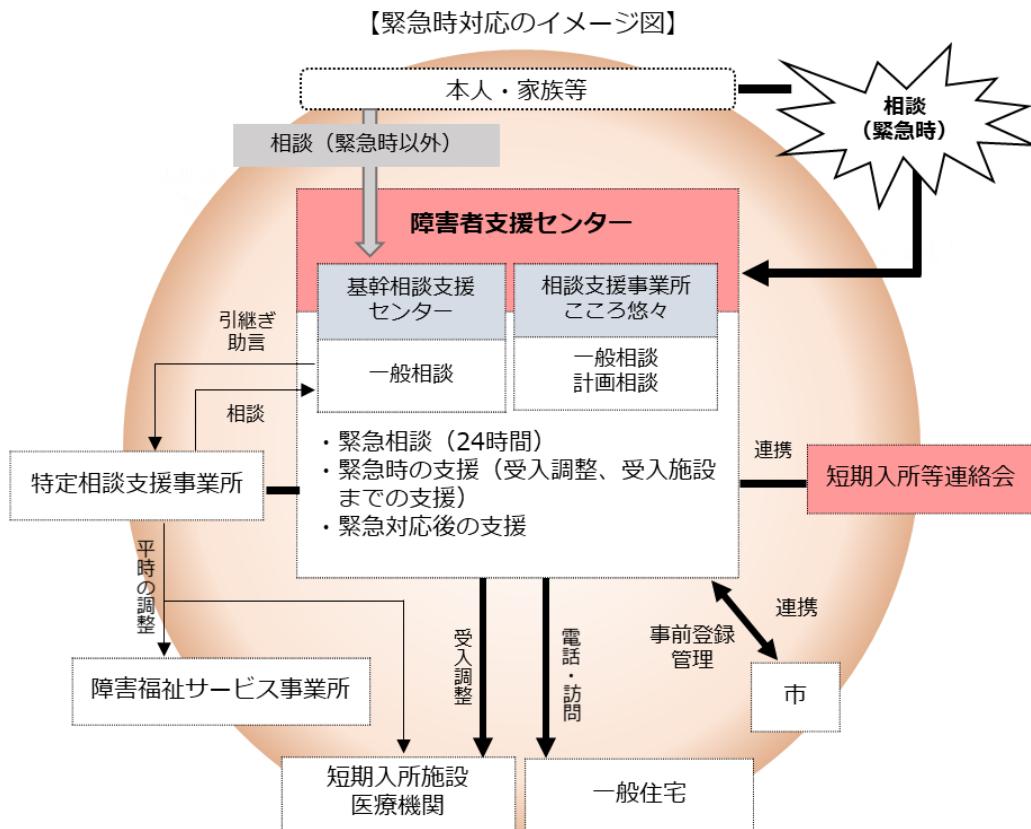
ア 概要

- ・ 障害種別を問わず、全ての障害のある人を対象とするが、特に支えていくべき対象者として、本人の障害の状態及び家族等の介護者による支援の変化により、一時的に居住の確保が必要となることを見込まれる人を想定している。
- ・ 拠点の機能である緊急時の支援を適切に行うためにも、事前登録は必須とし、障害の程度やサービス利用の有無にかかわらず、緊急時の要件に該当することが見込まれる人に対して事前登録を勧奨していく。

イ 想定する対象者

- ・ 行動障害により暴れてしまうなどの本人の障害の状態の変化により、家族の支援では対応できなくなり、将来的に一時的に居住の確保が必要な人
- ・ 普段は家族の支援により生活できているが、家族の急な不在（入院等）により、一時的に居住の確保が必要な人

(2) 相談、緊急時の受入れについて



ア 概要

相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態に緊急時対応プランに基づいた必要な相談、支援を行う。

拠点には、障害のある人の地域生活を継続するという視点での取り組みが求められており、将来を見据えた予防的取組みのほか、日頃から関わっている身近な人等による地域での見守りや成年後見制度等の社会資源を活用し、緊急事態が生じた場合に相談支援事業所に迅速につなげる体制を整える。

緊急時の受入れ

まずは、自宅での生活の継続に向けた調整を行い、なお自宅での生活が困難な場合において短期入所等を活用した緊急受入体制を確保した上で、受入施設との調整等の必要な対応を行う。併せて受入候補施設への体験利用を勧奨する。

緊急時の受け入れとなる市内の施設は、現在計画的な利用が行われているが、拠点対象者の利用が必要となった場合は、柔軟に運用してもらうことにより、利用が可能となる体制を整える。

イ 提供体制

相談

- A) サービスの利用等を通じて相談支援事業所と契約している場合は、当該相談支援事業所が緊急時対応プランの作成等を行う。
- B) サービスの利用等がなく、相談支援事業所がない場合は、障害者支援センターが緊急時対応プランの作成等を行う。
- C) 相談支援事業所につながらない時は、対応は障害者支援センターが行うこととし、相談支援事業所が作成した緊急時対応プランを共有し、対応する。

	日中	夜間・休日等（緊急）
相談支援事業所あり	相談支援事業所	障害者支援センター
相談支援事業所なし	障害者支援センター	

緊急時の受入れ

- ◆自宅での生活の継続に向けた調整
 - ・緊急時対応プランに基づいたサービスの利用調整等を行う。
- ◆自宅での生活の継続が困難な場合の緊急受入先の調整
 - ・受入候補施設への利用調整、利用する上で必要な支援を行う。医療対応が必要な場合は、医療機関との利用調整を行う。

5 今後の検討課題

(1) 緊急時の相談支援、受入れ体制について

- ・相談支援部会と連携し、緊急時対応プランの作成方法等を検討し、緊急時における相談支援体制を構築するとともに、関係者間での情報共有を図る。
- ・平常時から受入候補施設の利用促進を図るなどの緊急時とまらないような仕組みを検討するとともに、緊急時となった場合の緊急対応フローを検討する。

(2) 拠点を活用するためのガイドラインの作成について

事前登録の勧奨方法、周知の方法、個人情報の取り扱いなどを検討し、拠点を運用していく上でのガイドラインを作成する。

(3) 未整備機能について

今後、機能の充実を図っていくために、地域で暮らすために不足している機能について検討する。